

令和元年 藤枝市議会 9月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

令和元年 10月3日

[本 会 議]

建設経済環境委員会に付託されました、
議案 1 3 件の審査の経過と結果について、
主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、認第 3 号「平成 3 0 年度藤枝市 簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

歳出の 1 款 1 項 2 目施設管理費中、「資産調査委託料の
詳細について伺う」という質疑があり、
それに対し、「公営企業会計に移行するにあたり、
資産の評価をするために行った。
施設並びに土地の取得年度と取得金額を調べ、
減価償却を行うための委託料である。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、
採決の結果、全会一致で、原案のとおり認定すべきもの
と決定いたしました。

次に、認第4号「平成30年度藤枝市 土地取得 特別会計 歳入歳出決算の認定について」のうち、
本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、
採決の結果、全会一致で、原案のとおり認定すべきもの
と決定いたしました。

次に、認第5号「平成30年度藤枝市 公共下水道事業 特別会計 歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

初めに、歳入の1款2項1目「分担金の内訳を伺う」とい
う質疑があり、

それに対し、「認可区域外の方を対象としており、
10件で279万円余である。」という答弁がありました。

次に、「公営企業法適用に至る進捗状況について伺う」
という質疑があり、

それに対して、「詰めの段階となっており、
会計システム改修や条例改正などを行っていく段階である。
条例改正については、11月議会での上程を予定している。」
という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、
全会一致で、原案のとおり認定すべきものと
決定いたしました。

次に、認第7号「平成30年度藤枝市 農業集落排水事業
特別会計 歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり認定
すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号「平成30年度藤枝市内陸フロンティア
事業特別会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり認定
すべきものと決定いたしました。

次に、認第12号「平成30年度藤枝市水道事業会計
決算の認定について」申し上げます。

最初に歳出の1款1項複数目にある「修繕に重きを置いて
いると見受けるが、行政側から積極的に修繕をしているのか」
という質疑があり、

それに対し、「特に耐震化などについて災害に強い安全で安心な水道事業を展開していけるよう積極的に修繕している。」という答弁がありました。

次に、「収益は減っているが、修繕費はかさんでいる現状をふまえて、今後の水道事業の考え方を伺う。」

という質疑があり、

これに対し、「新たな基本計画の中に財政計画も盛り込んでおり、収支のバランスを見ながら今後の経営を行っていく」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、第56号議案「令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第3号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

歳出の8款3項3目、水路改良費について、「現地審査にて確認した横内の上流部に住宅が4件ほどあるが、そこからも修繕を求める声が出てくると思うがどうか」という質疑があり、それに対し、「現地審査で確認した箇所は下流部であるため、ここを修繕することで流れが改良されると考えている。」との答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第58号議案「令和元年度藤枝市土地取得 特別会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

「付帯設備のための土地取得だが、物販施設の運用開始後の継続性について伺う」との質疑があり、

これに対し、「防災拠点施設や物販施設といった要望が出ている段階なので、今後地元と協議をしながら進めていく」との答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案「県営土地改良事業 分担金徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案「藤枝市水道事業の^{ふせつ}布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案「藤枝市水道事業 給水条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「今回の改正で市民への負担は増えるのか。」という質疑があり、これに対し、「指定を受ける事業者に対しての負担であり、影響はない。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第71号議案「市道路線の認定について」
申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決
すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。